

遺言書検認の申立てに必要な書類

- 1) 相続人が（配偶者と）第一順位相続人（子及びその代襲者）の場合
- ① 遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
 - ② 相続人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）（3か月以内のもの）
 - ③ 遺言者の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）

2) 相続人が（配偶者と）第二順位相続人（直系尊属＝両親（実父母・養父母），祖父母等）の場合

- ① 遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ② 相続人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）（3か月以内のもの）
- ③ 遺言者の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ④ 死亡している直系尊属（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る（例：相続人が祖母の場合，父母と祖父））がある場合，その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）

3) 相続人が，不存在の場合，配偶者のみの場合又は（配偶者と）第三順位相続人（兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい）の場合

- ① 遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ② 相続人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）（3か月以内のもの）
- ③ 遺言者の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ④ 遺言者の両親（実父母・養父母）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑤ 直系尊属（祖父母等）の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑥ 死亡している兄弟姉妹がある場合，その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑦ 代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合，そのおいめいの死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）

※ 上記のほか，相続人が相続放棄・限定承認をしている場合は各申述受理証明書，相続関係図（作成可能な場合）

※ 法定相続情報一覧図の写しを提出する場合，①～⑦の代わりに，被相続人の死亡の記載がある戸籍等と相続人の現在戸籍等を併せて提出して下さい。

- 1 戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）について，添付書類として重複する場合には，同じ戸籍は1通提出していただくのみで結構です。
- 2 申立て前に入手不可能な戸籍等がある場合は，その戸籍等は，申立て後に追加提出することでも差し支えありません。
- 3 相続人が未成年者の場合は，法定代理人である親権者の戸籍謄本が別に必要になります。

提出書類の原本還付について

上記書類は，原本を提出していただくことを原則としていますが，原本の還付を求める場合には，原本還付申請書（上申書）に還付を求める原本のコピーを添えて提出していただくこととなりますので，後に還付を申請する予定の場合は，あらかじめ還付を求めたい書類のコピーを用意しておくようにしてください。